

会 議 名 議会改革特別委員会
開閉日時 平成24年12月11日(火)
午前11時11分～午後0時00分
(休憩 午前11時37分～午後11時52分)
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 黒川美克、 6番 幸前信雄、 7番 杉浦敏和、
10番 鈴木勝彦、 11番 鷺見宗重、 13番 磯貝正隆、
15番 小嶋克文
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、柴田耕一、内藤とし子、内藤皓嗣、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 特別委員会第23回の検討結果について
- 2 議会改革特別委員会の中間報告について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の磯貝正隆委員を指名いたします。

議 題

1 特別委員会第23回の検討結果について

委員長 過日、「議会改革特別委員会〔第23回〕検討結果について」を配布させていただき、お目通しをしていただいていると存じますが、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

意（11） この検討結果についてですけれども、今回、前回のことで、議会改革特別委員会の精査していないものを「民報 たかはま」に載せたことに対するの意見について、もう一度、日本共産党市議団で検討したところ、議会で精査したものでないと公表してはいけないということを言われまして、議長が議会で精査したものでないと公表してはいけないと言われましたが、綱領には、報告会のまとめ、アンケート、集計結果を整理して国民に公表するとしています。しかし、議員または会派が中間でも公表することはいけないとは書いてありません。逆に、まとめの途中でも市民に知らせることはやぶさかでない、むしろ議会は、報告会のアンケート結果をまとめているということが市民にわかっていただけと考えると。よって、11月28日の議会改革特別委員会で述べたアンケートを載せた「民報」について、先日発言した、回収に努力するなどの発言は撤回させていただきたいと思えます。

委員長 今、11番、鷺見委員から報告ありました、実は、前回の委員会の席

で、共産党広報紙に訂正文を掲載するというので、その内容、事前に私の方に見せていただいてということで、お願いしてあったと思います。それで実際にやられたのかなということで気にしておったんですけども、先ほど鷺見委員から報告があったとおり、お詫び文を出すつもりはないということで、皆さんの前で、もう一度諮っていただきたいということでございましたので、今、鷺見委員のほうからお話がありましたけども、各委員の方から御意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

意（10） そうすると、回収はしない、それから誤記の間違いですね、真逆などところがあるわけですけども、こういった訂正、修正というのも出さないということで、よろしいですか。

意（11） これについては、中間のことでということで訂正文は、掲載させていただきます。

意（10） 我々は、特別委員会というのを、設置をして、この報告会に向けて、おおむね1年以上、17回、18回ぐらいですか、検討会議を進めてきました。広く開かれた議会をということで、議員全員の賛成のもとにですね、本当に、慎重に審議をしながらしてきたわけですけども、普通であるならば報告会のアンケートなどはですね、やはりそういう委員会にかけて、いくら中間のものであろうとも出すということは、委員としてはですね、委員会としてもですね、認めるべきではないと、私もこの前、主張をしました。我々議員というのは、あるいは議会というのはですね、個人商店、商店に例えるならば、個人商店であります。商店街としてなんとか皆、皆さんにいい商店にしていこうということで話し合ってきたおったわけですね。これを見ると、皆で、このまちを、商店を活発にしようという意見を出し合いながら、それは、何をしたらいいんだろうかということで、議会報告会をやろう、こういうことをやろうということで進めてきた中で、1店だけ、それを抜け駆けをしてですね、安売りをするようなものであって、私ども委員会、各商店にとっては、それはおかしいんじゃないの、一緒に足並みをそろえて委員会の報告をしようではないか、あるいは、開かれた議会、皆にこの町へ来てもらおうではないか、商店で買ってもらうのではないかという議論をしていた中でですね、抜け駆け的なですね、

手法をとられるということはですね、我々個人商店に例えるならばですね、非常に不愉快な行動をとられたということですからありますので、そこはやはり規律をもってですね、きっちりとした対応でですね、してもらいたいと思いますので、今後もですね、もしやらないということで、要するに、回収もしないということであるならばですね、非常に不愉快な思いをしておりますので、その辺、私自身は非常に不愉快だと思っておりますけど、各委員の皆さん方がどのように考えてみえるのかは、この後、皆さん御発言があるかと思っておりますけども、大変不愉快な思いをしております。

意（15） 先回、いろいろ話し合っ、て、こういったような謝罪とか出たわけですけども、この特別委員会の存在をどのように考えているのか、私、疑ってしょうがないです。はっきり言って。特別委員会の存在というものを。それで、これ、前に話し合ったと思っておりますけども、やはり議会報告会というのは個人の意見を言う場ではないと。それから、また、各派の意見を言う場でもない、これは。こういったことが、これ、あらかじめ、これ了承されているはず。これは。したがって、それを考えるならばやはりいろんな意見が出た、それは全部この特別委員会におろして、そこでまとまったものを公表するという。これが僕は原則だと思うんです。それを先ほど言いましたように、今、鈴木委員が言われました、途中でやはり発言されますと、では、あなたはどういうふう考えている。もうね、言ってみれば、市民の側からすると、では、議会はどのように考えているのか。ばらばらになります、これ意見が。したがって、やはり僕は、この特別委員会の、もっともっと権威をもってもらいたいんです。はっきり言って、これは。以上です。

委員長 黒川委員、どうですか。

意（2） 今、皆さん方意見を言われたとおりですね、最初の方に、議会改革の特別委員会でこういう具合でありますよと、そういう形のルールを決めてやっていったわけですので、そのルールにのっとってやっていただくのが筋だと思いますので、実際に、アンケートや何かを回収するというのは、これは、捨てたり何かしちゃってなかなか難しい部分があるかもしれませんが、少なくともですね、最初の決めたルールから外れているわけですので、そのこ

とについては、やはり一言掲載していただかないというと、なし崩しになってちやうという部分がありますから、ぜひ、その部分だけは一つお願いしたいと思います。

委員長 おおむね皆さんの意見でいいますと、前回、決まったとおり実行してくださいということ、言っているんですけど。その辺は、11番、鷺見委員、どうですか。

意(11) しかしですね、高浜市議会基本条例を改めて読んでみますと、市民に開かれた議会にするために説明責任を果たしていかなければならないと書いてあります。それで、議員が、議会報告会の聞かれたらどうされるのか聞きたいということもあります。また、当然、答えを返すことになると思う、そういう場面が出てくると思うんですね。そういう場合は、どういうふうに皆さん考えられておられるのか、お答えください。

意(10) 私ども各議員はですね、先ほど言いましたように、議会の中に議員として属しているわけで、この委員会の報告会の結果というのですね、それぞれの議員活動の中で、それぞれ報告すると思います。それはあくまでも委員会で決定したことに対して、正確に各支援者の皆さん方に報告するという。我々もそういった義務をもっておるわけですので、誤ったものを掲示して、提示したものであるというのは、これはあくまでも回収するべきであって、訂正文を出すのであって、一度ですね、鷺見委員、この議会改革特別委員会の委員というのは、重さをですね、もっとしっかりととはかっていただきたいと。共産党さんを代表してここにお見えで、意見を述べて、自分が回収します、訂正もしますという発言をされた以上、それを実行するべきだと思っております。

意(11) あの、答えになってます。あの、精査したものでないといけないというわけではなくて、開かれた議会という面では、途中でもすべきだと考えますけども。それで、議会改革特別委員会が、重さという面では、確かに重いと思います。でも、議員としても、この場で議論された部分も当然市民に知らせる義務があると思うんですよ。ですので、今回のことは撤回させていただきたいと。

意(10) その間違った文章が市中に出回っているわけですから、それがひ

とり歩きするわけですね。それを速やかに回収して、新しく訂正したものを
ですね、委員会の承諾を得て発行するというものが本来の筋だと思いますので、
必ず、その訂正したものは、回収をする。それがどうしてもひとり歩きします
ので、必ず回収してほしいと思います。

意（11） この部分については、議会がああその、議会の権威がなくなると
か、そういう問題ではないと考えますけど・・・。

「問題です、それは。」「誤ったものを出して、そんなものは。」と発声
するものあり。

意（13） まあ、あの共産党さんのね、スタンスはね、いつもこういうパタ
ーンなんです。一緒にやろう。一緒にやろうと言いながらですよ、それを批
判するわけですから、ここで。そうでしょ。これ、この言い方。いつもそうい
うパターンじゃないですか。それはね、一緒にやろうという私ら、どういうふ
うにお思いなんです。一緒にやろうという。僕らだって、あれですよ。「民報」
ほど細かくはやっておりませんが、会報や何かはあるわけですから。それはき
ちんと委員会ですとまとめた、あるいは、語句の一字一句も決まったものができ
てから、私どもは出します。当然。そこにはですね、会派の私見というのはも
う出しません。それが普通じゃないです。これ何ですか、これいつも日本共産
党の見解なんて、これがいかんからという話を何回か前からやってきとるじゃ
ないですか、これ。それが、もう何回かの、この議会改革特別委員会の会議で
あったし、それは皆さん御了承いただいた上でやってきとるはずだと思ってま
したが、こういう結果ですから、それについてはそれだ、もうきっちりとし
た、僕は、もうけじめはつけていただきたいということで、前回でも発言をし
ました。これはね、共産党さんがこんなことをやられるのだったら、もう一緒
にやっておれませんよ、僕ら。

意（15） 繰り返しになりますけども、議会報告会では、あくまでも議会と
して決まった意見を報告すると。要するに、各派、個人の意見、言わないとこ
れだったでしょ。原則が。じゃなぜそのときに、決まったときに反対意見を言

わなかった、そのときに。

意（11） これについては、委員会記録を少し読んでみましたけども、反論はしているわけで、それが受け取っていただけなかったっていうのが、議論にしていただけなかったっていうのが、問題なんです。ないんじゃないですか。それで今回は、本当に整理して公表するという事だけでしたんで、あの載せましたけども、中間発表ということで、真逆のことが書いてあるといいますけども、これは訂正で、訂正文を掲載すれば済むことであって、そんなに難しい話ではないと思いますけども。

意（2） あの、言われることはよく、共産党さんの立場に立って言えばわかるんですけども、ただ、最初の方にそれを問題にしたのはですね、いわゆるアンケートの様式そのものがですね、そっくりそのままのあれで文章に載っ取るわけですよ。それを議長が、皆さんの了承をとる前に、出された。それを共産党さんが自分とて独自に、こういうようなあれやなんかがあって共産党さんの言葉で書かれたちゅうんだったら、これはまた話は別の話だと思うんですけども、うちのところが審議しておる、そのアンケートの内容、そのものが載っておって、それが間違えとったっていう話ですもんで、議長さんが言われたと思うんですけども、議長さん、違ったんですかね。

「そうですね。」と発声するものあり。

意（2） そうでしょ、それなので、その辺のところですね、共産党さんが自分とて独自でやられたっていうふうだったら、先がたの話じゃないですけど、うちんところの党の方針のやつで出しとるのに、あんたがとうに何でぐずぐず言われなにかんだちゅう、そういった部分は、僕は理解できますけども、その内容そのものが、うちが審議しているやつをそのまま出しておいて、それが間違たっていうことになるていうと、先ほど磯貝さんだとか、それからあの市政クラブの幹事長さんやなんか言っておみえになりましたけれども、その辺のところが一番に問題になってくる場所ですので、その辺は十分ちょっと理解していただかないという、はい・・・。

意（15） 先にね、反論したけど、それは取り入れられなかったと。だからやっとなら。子供じゃないですよ、これ、はっきり言って、これは。子供使いですは、これは。だったら、何回、今、これで議会の検討委員会やってます、これは。そのたびになぜもっとじゃあ本当に、テーマ、上げないんです、これははっきりと。自分の意見がね、認められなかったらだだをこねてねやっちゃたと。こんなの子供以下ですよ、はっきり言って、これは。これは少なくともね、大人のやることじゃないですよ、これは。はっきり言って、これは。ちょっとこれおかしいじゃないですか、考え方が。

意（11） しかしですね、そういう事実はあったわけで、あの・・・

「それでは・・・」、「議論はした・・・」、「議論をせいと、議論を。」と発声するものあり。

意（11） しかし、説明責任を果たすっていう面では、市民に伝えるっていうことで我々書いておるわけですから、そういう点では汲みとっていただきたいと思いますけども。

意（15） だから説明責任というのは、きちっとやはりねまとまったものを、要するに、この特別委員会でまとまったものをきちんと出して、広報なり、また、いろんなものを通して発表する。これが、立派な説明責任じゃないですか、これは。このことが。

意（11） あの、中間発表でも、中間のことでも、伝えたい、伝えることが本当は市民にとってはいいことだと考えたもんですから、出しましたけど。そういうことでやったわけですから、その点は議会基本条例にのっとるというふうに思います。

委員長 あの、今、いろいろお話伺ったんですけども、共産党さんは、反省するつもりはないということをおっしゃってますんで、この委員会で、次回まででいいですけども、どうするかということをやはり決めていただかないと、一緒にはやっていけないというようなお言葉が、皆さんの意見だと思います。

議長 先に黒川委員が言ってみえましたが、私が言った理由というのはど

ここにあるかということ、議会報告会だとか、この議会改革特別委員会で出てきたものを、それを使うことがいいのかという話をしているんですよ。中間発表でも、何でもありませんよ。このアンケートは、高浜市議会のためにやっていただいた市民の方々をお願いをしてやってもらったものなんですよ。それを丸ごと使ってですね、それで自分のところの党の見解を添えてというようなことをやられるのであれば、これはあくまで転用ですからね、まるっきり。ですから、もし、万が一こういうことがあると困るなと思ったことがたまたま今回起こったんですけれども。今後も、もし起こるような可能性があるのであれば、やはり先に磯貝委員が言われたように、一緒にやれないという話になっていってしまうんじゃないかなという気がしますが。そういう部分を、こう、どう考えとる。要は、高浜市議会が主催でやっておるといふところに対して、市民の方々は御意見をくれているんですよ。その意見を、なぜそんなふうに勝手に転用して、それも途中で。それが報告ですか。そんなばかな報告ありませんよ。何のための報告なんですか。そういうことが、どこかに書いてありますか。高浜市議会主催の議会報告会で、市民の方々をお願いをして書いていただいたアンケートですということが書いてあるか、これ。まだ特別委員会で審議の途中だけでも、中間だけど、報告はさせていただくと書いてありますか。さも決定事項のように書いてあるじゃないですか。ましてや片方の意見しか載っていない。議会報告会というのは、すべて均等に報告をすると、だから、賛成意見でこういう意見がありました、反対意見でこういうことがありましたということも全部いっているんですよ。自分たちだけの偏った見解だけ載っていて、どういうことですか。要は、市民の方々が市議会に対して公正な立場で言ってくれた意見をですね、ゆがめて使っているんですよ。お宅の党が。どうなんですか、それについて。

意（11）　しかしですね、これ、議会報告会開いたところっていう意味で書いてありますよね。それで、中間報告というのは、こちらのミスです。これは、次の、あの、訂正文を書くつもりですけど・・・。

議長　中間報告する義務があると、さっき言ったでしょう。

「はい。」と発声するものあり。

議長 中間報告が、ミスだってどういうことですか。

「ちゃ・・・。」と発声するものあり。

議長 中間報告することが義務だと、さっき言ったじゃないですか。次は、今度は何、言われたら今度、中間報告はミスでしたと言うんですか。どういうことですか。

意（11） いや、この文が、間違いがあったので、これは訂正文は出しますが、中間報告ということですので別に問題はないということですよ、問題もないし、その報告責任があるわけですから、これを、議会基本条例にもありますように説明を果たしているということで、よろしくお願いします。

委員長 いやいや、驚見委員。あの、驚見委員以外、誰も納得してないですよ。この状況、おわかりですか。前回で、お詫び文を出して回収すると言うから皆さん納得されたんですよ。一緒にやっていけないということなんですよ。御理解いただけますか。

意（11） あの、御理解いただけないということですが、何とかもしてくださいというふうに思いますけども、いかがですか。

委員長 今、共産党さんのほうから、驚見委員の方からそういうお話ありましたけども、驚見委員の扱いについて・・・

「休憩。」、「一たん、休憩。」と発声するものあり。

意（11） ちょっと協議しますんで、休憩、入れてください。

委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時52分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。11番、鷺見委員、何か意見ありますか。

意(11) 先ほど、どうでもいいと、どうでもしてくれという発言をしましたが、これは撤回、訂正、撤回させていただきます。少し時間をいただきたいという共産党の見解なんですけども、御同意いただければなと思います。

意(10) 今、ここにお二人みえるんで、何とか、きょう解決したいと思いますので、結論を出していただきたいと思います。

意(11) いろんな意見を参考にさせていただきたいということで、時間をいただきたいという、次回、26日が予定されていますので、それまでお願いしたいということを言っとるんですけども、お願いできないでしょうか。

意(10) いろんな方に御意見というのは、どういう方に、支援していただいている方の御意見を伺って、自分の意見を変えるということでもいいですか。

意(11) ありうることもかもしれません。よろしく申し上げます。

意(10) あの、ここには議事録取っておりますし、テープ起こしもしておりますので、自分の発言が、前回どのような発言をされたか、本当に慎重な発言をされているとは、今の発言をみると、信じがたい発言だと思っておりますので、私は、その発言をですね、尊重しますので、ぜひですね、自分の言ったことに対して責任を持って実行していただく。これを要求しておきます。

意(11) はい、わかりました。

意(15) あの、先回の議会改革特別委員会からきょうまで何日間ありましたね、これ。その間に、やはり支援者の方には相談したんですか、これは、この問題に関しては。

意(11) はい。しましたが、また、この状況が今回のことで変わったので、もう一度検討し直したいというふうに考えますけど。

意(10) わかりましたということは、自分の発言を必ず実行するということの、わかりましたでしょうか。

意(11) その自分の発言というのは、どういう点というか、ちょっとよく理解できてなかったんですけど。

意（10） あ、前回、ここにありましたように、広報紙の回収を行います。お詫び文を配布して、次回委員会に回収した広報紙の現物を提出します。こういう、1、2、3、ありますが、これをわかりましたというように、とらえさせていただいでよろしいでしょうか。

意（11） いえ、これは保留にさせていただきたいというふうに思います。

意（10） 堂々めぐりになってしまいますが、それでは、テープ起こしや何かの文章があつて、それをしっかり支援者の方に見せて、私はこういう発言をしました。責任を取らなきゃなりませんということ。しっかりその支援者に、その文章、現物を見せて説明してみてください。

意（13） 何せ、時間食うばかりですんで、鈴木委員のお話もありますけれども、ここは一つ時間も押しておりますので、これは次回ということをお願いをして、しっかりですね、皆さんの意見、聞いていただいたと思いますんで、その方向で、もう一度しっかりとお考えをいただきたいということ。それで、2番のほうの議題に移っていただければというふうに思いますんで、よろしくお願ひします。

委員長 今、13番の磯貝委員の方からそういうお話ありましたけども、まだ、公明党さん、黒川さんの御意見を伺っていないんですけども、次回まで、共産党さんの対応の仕方、保留という形でやらせていただいでよろしいですか。

意（15） 本当は、僕はこの場でやはり意見を出してもらいたい。今、議員は二人なんですから。鷺見さんと安藤さんですから。ごめんなさい。内藤さんですから。この二人がね、やはりきちっと責任を持ってね、どのように解決していくか。支援者も大事です。これ、はっきり言って。これ、あくまで参考でしょ。今、言われたように。だから本当だったら僕はやはり、それと時間もありませんけども、やはり二人の話し合いの中で本当は決めてもらいたかった、はっきり言って。時間も確かにありますので、しぶしぶ、これはもうのみますけども、保留ということ。

意（2） あ、13番委員が言われたとおりで、結構でございます。

「いや、別に僕のごことは、あんまり。」と発声するものあり。

委員長 では、この件については、26日に、次回、議会改革特別委員会、予定されておりますので、そのときまでに今回の会議で出た意見を踏まえて、共産党さんから対応の仕方を伺わせていただくということで、やらせていただきます。よろしくをお願いします。

2 議会改革特別委員会の中間報告について

委員長 この件については、昨年も12月定例会で中間報告を行なっておりますので、ことしも中間報告を最終日に行いたいということを議長に申し出たいと思います。また、報告の案文は、正副委員長に一任させていただき、その内容は、議会報告会の関係を中心にと考えておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

3 その他

委員長 その他の案件で、先ほども申しましたけども、次回の開催は、12月26日、午前10時を予定しております。次回の案件は、前回の決定のとおり、プラスきょうのお話がありましたので、この話と決算、予算のやり方ということで、各会派のほうに持ち帰っていただいて検討いただくということでお願いしてございますので、その内容でお話させていただけるかなというふうに考えております。

意(10) 少し戻ってまた恐縮です。26日に、鷺見委員から、また新たな発言がされるということですが、事前に、委員長さんにこんな内容ですということは、せめて1週間ぐらい前には御報告願えないでしょうか、私ども市

政クラブも私だけではありませんので、10人の会派を持っていますので、それぞれの意見を伺って、それに臨みたいと思いますので、せめて1週間ぐらい前には委員長さんのほうに、こういう方向性で話をさせていただきますという報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

意（11） あ、そのように考えておきます。よろしくをお願いします。

委員長 そのほか、皆さんのほうで何かございましたら。

「なし。」と発声するものあり。

委員長 ないようですので、以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。御協力、ありがとうございました。

閉会 午後0時00分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長